

国際会計基準審議会御中

2005年6月30日

中小企業(SME)に対する認識及び測定原則に関するスタッフからの質問に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、「中小企業に対する認識及び測定原則に関するスタッフからの質問」に対してコメントする。ここに記載されている見解は国際対応専門委員会のものである。

質問1：SMEのための認識と測定原則の簡略化の可能性があるのはどこか？

- IAS 第12号における税効果
 - 繰延税金資産計上の前提であるスケジューリングが、SMEにとっては困難である場合が多い。中期経営計画が策定されていることが稀な状況化では、将来の事業年度における課税所得を見積もることは通常困難である。また、このような計算がSMEにとっては、困難である(理由d)。
 - この問題の解決手段として、例えば、一般的に中長期経営計画の策定期間と考えられる年数に等しい過去の一定期間の課税所得の範囲内であれば、将来減算一時差異に実効税率を乗じた金額を繰延税金資産として計上するといった簡便的な方法が考えられる。

- IAS 第19号における確定給付年金又は他の退職給付債務の測定
 - 退職給付制度における給付建負債の測定に当たっては、保険数理を用いて計算しなければならないが、この計算がSMEでは困難である。例え外部の専門家に依頼するとしても、過重負担となる(理由b)。
 - また、比較的小規模の従業員で構成されるSMEにおいては、数理計算上の必要なサンプルデータが得られないことが想定される(理由f)。
 - 期末自己都合要支給額の全額を引き当てるなど簡便的な方法が考えられる。

- IAS 第36号における有形固定資産の減損
 - 資金生成単位の認識や将来キャッシュ・フローの把握による使用価値の算定等の計算は、SMEにとっては、過重負担となると考えられる(理由b)。特に使用価

値の算定においては、中期経営計画に表されるような将来キャッシュ・フロー予測データの入手が困難と想定される（理由 d）。

- 回収可能価額としては、正味売却価格のみとし、使用価値は除外することが、適用し得る簡便法として考えられる。

➤ IFRS 第 2 号

- 定義から未公開会社である SME にとっては、自社株の取引がされるのは稀であることから、付与したストック・オプションの公正価値を算出するのは、通常合理性を有しないことから、IFRS 第 2 号の規定のうち公正価値算出に関する規定は SME にとって不要である。

質問 2：SME に適用される可能性があまりなさそうだという理由により、IFRS で扱われているどの項目が SME 版基準から省略され得るか？

➤ IFRS 第 4 号

- IFRS 第 4 号を適用するような保険会社は、SME の定義から外れることから、これに関する SME 版基準は不要と考えられる。

➤ IAS 第 27 号、28 号

- SME にとって連結財務諸表の作成が義務付けられるのは稀だと考えている。仮に SME が連結財務諸表を作成する必要がある場合にも、IAS27 号、28 号で規定する内容を簡便に表すことは不可能と考えられるし、その必要性も感じない。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長